

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	2 9 8
		決裁期日	平成 1 7 年 9 月 2 2 日
名 称	第 3 回 政 策 調 整 会 議		
日 時	平成 1 7 年 9 月 2 1 日 (水) 午 後 1 時 3 0 分 ~ 午 後 3 時 3 0 分		
場 所	役 場 議 員 控 室		
出 席 者	別 紙 : 出 席 者 名 簿 の と お り		
内 容	別 紙 の と お り		

開 会

議長あいさつ（植田助役）

- ・ 税務課からの協議事項を協議する。
- ・ 平成 13 年 10 月から本会議の議長を勤めさせていただいているが、本会議の協議方法、進行方法は課題であるので改善されたい。

【協議事項】

- 1 上富良野町税等の滞納者に対する行政サービスの制限に関する条例(仮称)の制定について
 - (1) 悪質滞納者の定義について
 - (2) 行政サービスの制限範囲について

[税務課長から提案説明]

- ・ 行財政改革実施計画の実施項目である「徴収対策の強化」推進のため、滞納者に対し、行政サービスを制限したい。
- ・ 滞納の現状は、高額滞納者の固定化と滞納繰越の徴収率低下が収納率を下げている要因である。
- ・ 別紙資料 1 により条例化の理念を説明し、政策調整会議で「悪質滞納者の定義」と「制限する行政サービスの範囲」について協議したい旨を提案。
- ・ 悪質滞納者については、3 項の事例を参考されたい。基本的には、ある程度の所得があり納税能力があるにもかかわらず、滞納している者を対象としたい。
- ・ 行政サービスの制限については、全ての行政サービスを制限したい。
- ・ 悪質と認められる者の現状は 30 名程度である。

[協議内容]

- ・ 条例化したときの効果測定をしなければならない。
- ・ サービス制限の実施については、具体的なマニュアルが必要である。
- ・ 対象者(非対象者)が非対象者(対象者)に変更したときの情報管理や進行管理(の方法)も検討すべき。
- ・ 七飯町は滞納者全てをサービス制限の対象としている。
- ・ 滞納者に制限をかけるときは差し押さえが優先する。
- ・ 現行制度で罰則規定がある場合は、これを優先(現行の職務を遂行)する。
- ・ 国保税の滞納者に対する保険者証の返還と短期被保険者証の交付、更に資格証の交付は審議会で協議済みである。
- ・ 滞納の抑止効果のある条例として制定する。滞納解消の条例とすべき。
- ・ 税外収入の滞納もあることから、それぞれの滞納対象に共通した制限をかけるべき。
- ・ 課税額が税制度的に重いことに加え、更に制限をかける制度を制定するのか。
- ・ 制限については公平化を図るべき。
- ・ 滞納者の同一世帯(家族)への制限について、他事例などで検討すべき。
- ・ 氏名公表については、個人情報保護の絡みから、違法性について、北海道法務支援室に確認すること。

【総括】

滞納の対象は、町税(個人町民税(法人町民税)、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税)、税外(老人福祉施設入所者費用負担金、保育料、町営住宅使用料、国民健康保険税、水道使用料、下水道使用料(受益者負担金)、介護保険料)とする。

上富良野町税等の滞納者に対する行政サービスの制限に関する条例(仮称)の制定に向けて事務作業を進める。

9月30日の課長会議で「町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に取り組み」議案を提出し、上富良野町行政組織内会議設置規則第2条第2項(町長は、必要があると認める場合は、前項に規定する会議のほか個別の事務事業の実施のための横断的な組織を設けることができる。)により、関係所管課でプロジェクトを設置し、制定に向けて作業を進めることとする。